

平成 23 年 11 月 11 日
農 林 中 央 金 庫

当座勘定規定の一部改正のお知らせ

弊金庫とのお取引につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、弊金庫では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、すでに普通預金取引をはじめとする各種預金規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入しております。

今般、一般社団法人全国銀行協会が公表した「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」（平成 23 年 6 月 2 日 公表）を踏まえ、平成 23 年 11 月 24 日より、当座勘定規定の暴力団排除条項の一部を改正することとしました。

このたびの改正は、暴力団を中核とする反社会的勢力が、暴力団の共生者等を利用しつつ不正に融資等を受けることにより資金獲得活動を行っているという実態に鑑み、適切かつ有効に対処するために反社会的勢力の属性の一層の明確化を図るもので、改定後の新規定は、すでにお取引いただいている場合でも、預金者等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどしたときは、弊金庫の判断により解約等をさせていただきます。

また、当座勘定の新規お取引申し込みの際には、お客様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

お客様におかれましては、暴力団排除条項にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

当座勘定規定の新旧対比表

改 正 後	改 正 前
第 23 条（解約） ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。 ② この当座勘定は、次の 1 から 3 までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の 1 から 3 までの一つにでも該当する場合は、当金庫は当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項①のほか、次の 1 から 3 までの一つにでも該当した場合は、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u> 1 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 2 <u>本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の A から E までのいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>（削除）</u>	第 23 条（解約） ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。 ② この当座勘定は、次の 1 から 3 までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の 1 から 3 までの一つにでも該当する場合は、当金庫は当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項①のほか、次の 1 から 3 までの一つにでも該当した場合は、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。<u>（追加）</u> 1 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 2 <u>本人が、次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員</u> <u>D 暴力団関係企業</u> <u>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F その他前記 A から E に準ずる者</u>

3 本人が、自らまたは第三者を利用して次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E その他前記AからDに準ずる行為 ③ 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。	3 本人が、自らまたは第三者を利用して次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E その他前記AからDに準ずる行為 ③ 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
<u>(平成23年11月24日現在)</u>	<u>(平成22年4月30日現在)</u>